

城山八幡宮崇敬会会則(抜粋)

第一章 総 則

- 第一条 本会は城山八幡宮崇敬会と称する。
- 第二条 本会は城山八幡宮を崇敬し神徳を拝する崇敬者を対象として平成の御大典を記念して結成され、崇敬者と城山八幡宮とのより深い結びつきを図り、より深い信仰を育て益々の御神威の昂揚に努め、尚且つ城山八幡宮に奉賛するを以てその目的とする。
- 第三条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行なう。
- 1 会員の無事息災・家運隆昌・開運守護を御神前に祈願し、年一度崇敬会大祭を斎行する。
 - 2 崇敬会入会者の勧奨と崇敬会の拡充。
 - 3 崇敬者の教化・育成。
 - 4 城山八幡宮への奉賛。
 - 5 その他本会目的達成のため必要なる事業。
- 第四条 本会の運営主体は宗教法人城山八幡宮が掌る。
- 第五条 本会は、事務局を愛知県名古屋市中千種区城山町二丁目八十八番地城山八幡宮内に置く。

第二章 会 員

- 第六条 本会の会員は、城山八幡宮を崇敬し本会の目的に賛同し事業に協力する個人・または団体とする。
- 第七条 本会の会員ならびに会費を次の通りとし、その待遇は別に定める。
- 特別会員……入会金(三〇〇〇円)年会費(三〇〇〇〇円)
賛助会員……入会金(三〇〇〇円)年会費(二〇〇〇〇円)
一級普通会員……入会金(三〇〇〇円)年会費(一〇〇〇〇円)
二級普通会員……入会金(三〇〇〇円)年会費(五〇〇〇円)
- 各会員の家族は家族会員として入会できる。家族会員の会費は次の通りとする。
- 家族会員……入会金(無料)年会費(一〇〇〇円)
その他、任意にて納むる協賛金。
団体、法人での入会は賛助会員以上とする。
個人または団体にて多額の金品を奉納し、または特別に功勞ある者を名誉会員とすることができる。

第三章 役 職 員

- 第九条 本会の役員は次の通りとする。
- 代表理事……一名
常務理事……若干名
相談役……若干名
常任顧問……若干名
顧問……若干名
参与……若干名
- 第十条 代表理事は城山八幡宮代表役員(宮司)を以てこれに当てる。
常務理事は城山八幡宮責任役員を以てこれに当てる。
相談役・常任顧問・顧問・参与は理事会で選考し代表理事が委嘱する。
役員任期は四年とし城山八幡宮責任役員任期を以てこれに当てる。
- 第十一条 理事は理事会を組織し本会の会務を決定する。
- 第十二条 相談役・常任顧問・顧問・参与は代表理事の諮問に依ずる。
- 第十三条 本会の事務を処理するため城山八幡宮職員を以て事務局員に当てる。

第四章 会 計

- 第十四条 本会の経費は会費その他の収入を以て充てる。
- 第十五条 本会の会計は宗教法人城山八幡宮の特別会計とする。
- 第十六条 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。
- 第十七条 本会の解散時における財産は凡て城山八幡宮に奉納するものとする。

城山八幡宮崇敬会弔慰規則(抜粋)

- 第一条 本会会員死亡の報に接したときは、この規則の定めによって城山八幡宮宮司名で敬弔する。
- 第二条 敬弔の方法は概ね次に掲げるところによる。
- | | | |
|---|--------------|------------|
| 一 | 役員・特別会員・名誉会員 | 弔電又は弔辞、玉串料 |
| 二 | 賛助会員 | 弔電又は弔辞、玉串料 |
| 三 | 一級普通会員 | 弔電又は弔辞、玉串料 |
| 四 | 二級普通会員・家族会員 | 弔電又は弔辞 |